

令和元年度～3年度の間に、宇和島保健所管内では20件の咬傷事故が発生しました！

(R4.6 作成)



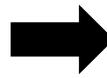
飼犬による事故が増えています

人に噛みつくほかに、人に飛びついたり他の犬と喧嘩になり、結果的に爪や歯でケガをさせたり財産に害を加えた場合も、「咬傷事故」となります。

飼主一人一人が責任を持ち、事故を未然に防ぎましょう。また、万一事故が起こってしまった時には適切な対応をしましょう。

★事故を起こしてしまったら？

- ①噛んだ犬を係留し、被害拡大を防止する
- ②被害者に応急処置をする
- ③被害者と名前、住所、連絡先を交換する
- ④保健所に事故があったことを報告する
- ⑤飼い方の指導を受ける
- ⑥被害者との新たなトラブルを防ぐために、誠意をもって十分に話し合う



狂犬病予防注射をしていない犬が事故を起こした場合、保健所の指示に従い、動物病院で狂犬病にかかっていないという診断を受けて、その診断書を保健所に提出する必要があります。

★事故を未然に防ぐために

- ・犬の登録をし、狂犬病予防注射は毎年実施させる
※予めマイクロチップを取付けておくと、犬が逃げてしまったときには大変役立ちます
- ・リードやハーネスを適切な長さで付けて散歩させる
※伸びるリードはお勧めしません
- ・犬の性格に合った散歩の頻度や時間帯を心がける
- ・安全な場所で運動させる場合でも、飼い主が監視し、すぐ「呼び戻し」できるように訓練する

参考

刑事上、民事上の手続きについて
保健所に連絡し事故報告を行う（行政上の手続き）他に、刑事上の過失傷害、民事上の賠償責任が問われることもあります。

事故の被害者と治療費の負担等について話し合いになることもあります。



愛媛県宇和島保健所
生活衛生課

0895-28-6108